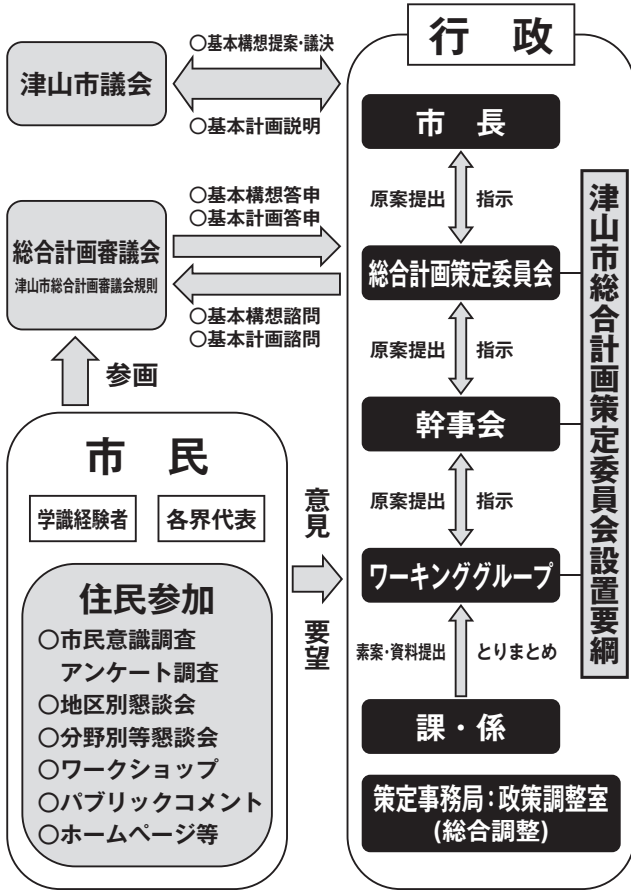


第5次総合計画策定体制図



平成27年6月定例会において、「津山市議会の議決すべき事件に関する条例」が議決されました。

「津山市第5次総合計画」が議会の議決事項となりました

こんなことが決まりました

予算・条例等

この条例により、津山市の総合計画の基本構想の策定、変更、または廃止が津山市議会の議決事項となりました。

今後「津山市第5次総合計画」に対する議会の関わりはますます重要になってきます。津山市議会は津山市の将来のため総合計画について、鋭意議論を重ねていきます。

今後の総合計画の策定日程は？

総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」からなり、「基本構想」に基づいて「基本計画」を策定し、そこで定めた施策を「実施計画」で実行していきます。計画策定は、市民参画や、市民の意向などを最大限取り込む手法をとるものとし、そのため、懇談会等を開催するとともに、パブリックコメントを実施して、市民のまちづくりについての提言、提案をとりまとめ、基本構想、基本計画に反映させます。

地区別・分野別懇談会は平成27年2月までに19地区、5分野で開催されました。その後、7月までに市民満足度調査、パブリックコメントが実施され、8月には総合計画審議会が「基本構想」について答申を行う予定です。

答申された基本構想については9月議会において提案され、議決を経る予定となっています。その後、津山市議会は「基本計画」についても説明を受けます。

議会の議決を得ましたら、総合計画審議会が「基本計画」についても答申を出し、平成28年3月に「津山市第5次総合計画」を公表する予定です。

第5次総合計画の詳しい内容についてはこちらへ
津山市役所 総合企画部 政策調整室 (直通電話 0868-32-2027)